

伊奈町総合振興計画 後期基本計画 (令和2年度から令和6年度)を策定しました

図 企画課 ☎ 2 2 1 6



後期基本計画の策定

町では、平成27年3月に令和6年度までの10年間の計画期間とする伊奈町総合振興計画を策定し、「自然と調和した、ふれあい・安心安全・住みよいまち」を将来像に掲げ、その実現に向けて諸施策を推進してきました。

令和元年度までの前期基本計画の計画期間が終了することに伴い、町民アンケート、各種団体ヒアリング、町民会議などを通じて貴重なご意見を伺いながら、このたび後期基本計画を策定しました。

令和2年度からの後期5か年では、これまで進めてきたまちづくりを継承しながら、将来像の実現に努めるとともに、町民の皆様との協働の推進と「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

後期基本計画概要版（ダイジェスト版）を全戸配布させていただきましたが、計画書全編を町ホームページで閲覧することもできます。

総合振興計画の構成

総合振興計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されています。また、基本計画に基づき、別途「実施計画」を定めます。

基本構想

10年後の伊奈町の姿を明らかにし、施策の大綱を定めたものです。（目標年次：令和6年度）

基本計画

基本構想を実現するため、計画期間を5か年ごと（前期・後期）の部門別の主要施策を示したものです。今回は後期基本計画として、令和2年度～令和6年度を計画期間として策定したものです。

実施計画

基本計画の施策を実施するため、計画期間を3か年とし、1年ごとに必要な調整を行い策定するものです。

新型コロナウイルスは 水道水の安全性に影響はありません!

図 上下水道課 ☎ 7 2 1 - 5 5 5

現在、国内において新型コロナウイルスの感染が確認されております。コロナウイルス等のウイルスには一般的に塩素による消毒効果が高いことがわかっています。

町では、国の法令に従い適切に塩素消毒を実施し、水道水中の遊離残留塩素濃度を確保していますので、平常時と同様に、飲料水・生活用水として安心して使うことができます。

なお、一般的にインフルエンザやコロナウイルスの感染経路は、飛沫感染（咳やくしゃみによる飛沫からのウイルス感染）と接触感染（ウイルスの付着したものにさわったり、そのさわった手指で口や鼻にさわることによる感染）です。

○新型コロナウイルスや新型インフルエンザに関するQ&A

- Q 浄水場職員が感染した場合、水道水に影響はありますか？
- A 一般的にインフルエンザやコロナウイルスに対し、塩素消毒が有効であることから、職員が感染した場合も、適正な浄水処理及び消毒を行っている水道水からの感染の恐れはなく、安心してご使用いただけます。
- Q 水道水での手洗いやうがいは感染予防に効果がありますか？
- A 水道水は安全で、塩素消毒の効果があり、手洗い・うがいを行うことが感染予防に効果があると言われています。なお、手洗いは石けん等を用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗ったあとは清潔な布やペーパータオル等で水を十分にふき取ってください。

○新型コロナウイルスに便乗した詐欺に注意してください

水道職員を装い、「新型コロナウイルスが水道管に付着しているため、抗菌処理された水道管に替える必要がある」と言われたという不審な電話や訪問が発生しています。

上下水道課では、ご家庭にそのような連絡をすることはありませんので、ご注意ください。

清の一言——大島清

令和2年度
施政方針（要約）

伊奈町では、新型コロナウイルスの国内における感染拡大を受け、2月25日に私を本部長とする「伊奈町新型コロナウイルス対策本部」を設置しました。本対策会議において、町民の安全な暮らしを最優先に考え感染拡大を防ぐため、イベント対応に関する基本方針を定めました。3月28日から開催予定でありました、さくらまつりの中止など、町が主催および共催する不特定多数の人が参加するイベント（研修会含む）について、原則として3月末までの間、中止または延期としました。町民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度に実施する主な施策を、今年度に策定した伊奈町総合振興計画後期基本計画の5つの分野別体系に基づき順次ご説明を申し上げます。

1つ目の「防災・減災 みんなで考え 行動するまち」～安心・安全なまちに暮らす～では、近年、全国各地で頻発しております自然災害等から、町民の皆様の生命財産を守り、災害への対応力を高める防災・減災に関する取組を進めます。

「地域防災力の向上」では、各自主防災組織等を中心とした意識啓発等を行い、共助を目的とした住民参加型の防災訓練を充実させ、町民皆様の防災意識の向上を図ってまいります。また、町の消防力の向上を図るため、上尾市との消防広域化に向けた協議を加速させてまいります。

2つ目の「いきいき 元気 健康長寿のまち」～健康で心安らぐまちに暮らす～では、町民の皆様が心身ともに健康な暮らしができるよう“健康マイレージ事業”を引き続き実施いたします。地域で開催する健康長寿教室や疾病の予防、早期発見を促す施策やこころの健康づくりを推進し、町民全体の健康増進を図ってまいります。また、新たにバラまつり開催時に合わせ、花が

咲く地域の公園やオープンガーデンを巡る“健康長寿で花めぐり事業”のほか、各種健康づくり対策事業を実施します。

3つ目の「人を育て はじける笑顔 輝くまち」～豊かな心を育むまちに暮らす～では、安心して子どもを産み、育てることのできる環境の整備を進め、子育て支援を充実し、日本一子育てしやすいまちを目指してまいります。「確かな学力と自立する力の育成」では、ALT（英語指導助手）の派遣をより充実させ、生の英語にふれ親しむ環境の充実を図り、児童の英語に対する興味を醸成してまいります。「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」では、ICT教育の環境整備等により、良好な教育環境の充実を図ってまいります。

4つ目の「キラキラ光る ずっと住み続けたいまち」～緑あふれる、にぎわいのあるまちに暮らす～では、伊奈町への興味関心を持ってもらい「行ってみたい」と思ってもらえるよう、伊奈備前守忠次公やバラ園等、町の観光資源の魅力向上、新たな観光資源の発掘や開発、新たに委嘱いたしました「伊奈町魅力発信大使」や各種メディアを活用したシティプロモーションを推進し、関係各課が連携し、町の魅力を内外に発信してまいります。

5つ目の「共につくる 未来につながるまち」～町民と行政が協働するまちに暮らす～では、町民参画や国際化の推進を図るとともに、協働の推進と地域コミュニティの活性化への支援を実施いたします。

「地域コミュニティの活性化と協働の推進」では、防災、防犯活動、美化活動など各地域の特性に合わせた地域コミュニティ活動を積極的に推進するとともに、外国人との共生や国際交流の機会の充実に努めてまいります。

今年、町制施行50年を迎える伊奈町を様々な記念事業を通して町民の皆様とお祝いするとともに、こうした事業を進めることによって、「今、伊奈がおもしろい!」と感じ、「これからも住み続けたい」と誰もが思っただけのまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、どうぞご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。